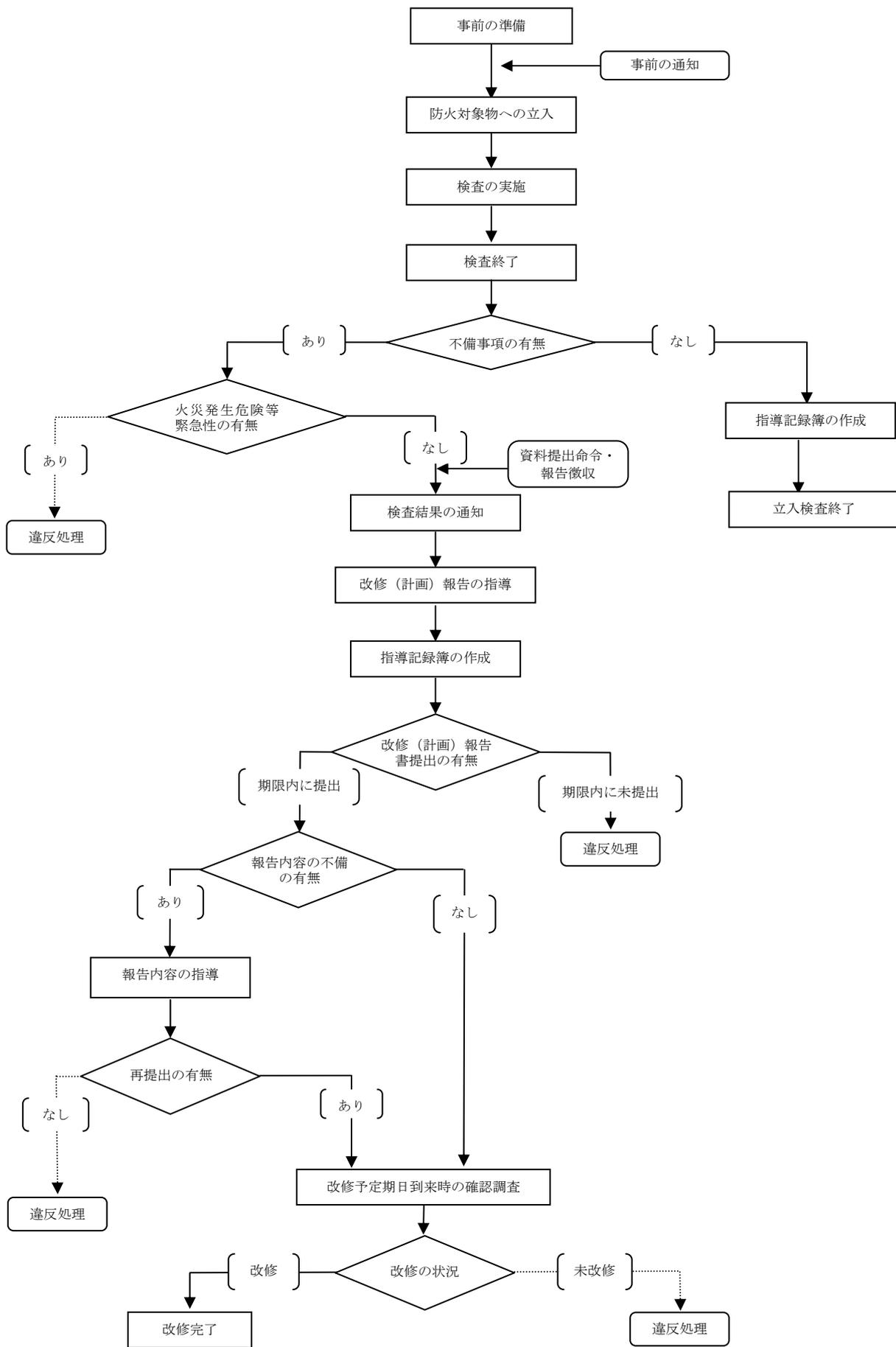


立入検査標準マニュアル

(平成26年3月4日現在)

消防庁予防課

【立入検査手順一覧】



第1 立入検査要領

立入検査要領は、立入検査を的確かつ円滑に実施するために、検査手順、実施事項及びその解説等で構成されている。

- ・「検査手順」は、立入検査の流れをフローチャートとして示したものである。
- ・「実施事項」は、検査手順に従って行う具体的な実施事項を示したものである。
- ・「解説等」は、立入検査に当たっての留意点や法令の解説等について記述したものである。

検査手順	実施事項	
<table border="1"><tr><td data-bbox="145 555 331 600">事前の準備</td></tr></table> <ul style="list-style-type: none">○防火対象物の状況の把握○過去の指導上状況等の把握○検査項目及び要領等の検討○関係者に関する情報の確認○持参する資料等の準備 	事前の準備	<h3>1 事前の準備</h3> <p>限られた時間において<u>重点的、効率・効果的な立入検査</u>を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が必要である。</p> <p>したがって、次のことについて事前に把握、検討する。</p>
事前の準備		

解説等

重点的、効率・効果的な立入検査

管内の防火対象物の火災危険性や防火の取組状況に鑑み、法令遵守の状況が優良でない防火対象物や万が一火災が発生した場合の火災危険性が高いと考えられる防火対象物等、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査することができるよう、実施体制、実施対象及び頻度、検査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程等により明確化し、実施計画を策定して、効率・効果的な立入検査を実施する。

また、関係行政機関からの提供情報、過去の指導状況等を踏まえ、必要に応じて、連携体制を整備した関係行政機関との合同立入検査を実施する（「風俗営業の用途に供される営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成13年11月12日消防予第393号）を参考とする。）。

（立入検査実施計画の策定）

立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように、定期的の実施することが必要である。

しかし、消防本部における組織、人員、予算等と、増大する消防行政需要を勘案すると、そのように立入検査を定期的の実施することが困難な場合がある。

また、特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物とそうでない対象物など、それぞれ危険性が異なる防火対象物について、画一的に立入検査を実施することは非効率的である。

このため、各消防本部・消防署においては、管内の防火対象物についてその危険実態に応じて立入検査の必要性を検討し、効率的に立入検査を実施していくことが必要である。

立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、以下に掲げる事項を考慮することが重要である。

- ・過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況
- ・火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い
- ・気候風土等による予防行政需要の地域特性
- ・建築基準法令（建築構造、防火区画、階段）の適合状況
- ・その他火災予防上の必要性等

これらにより、立入検査の優先順位を決定し、その検査方法や実施者等を定めるなど、消防組織法第6条（市町村の消防責任）を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。

このためには、査察台帳、防火対象物データベース等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実施とならないよう、複数の視点から確認するチェック体制を構築することが必要である。

また、各消防本部においては、策定された立入検査実施計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理を行っていくことが必要である。

検査手順

実施事項



解説等

さらに、消防法令に定めるもののほか、防火安全上特に重要である建築基準法令（建築構造、防火区画、階段）の適合状況については、建築部局において保有している定期報告や立入調査等の情報を共有するなど、関係行政機関と連携していくことが重要である。

（立入検査の実施体制）

立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことが望ましい。

この場合、予防関係の知識、技術、経験及び関係者指導能力等が豊富な予防業務専従職員、予防兼務職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制職員を含めた全職員を指定することが重要である。これは、人的資源を可能な限り活用するという観点のみならず、立入検査を実施することにより、防火対象物の実態や消防活動上必要な施設・設備実態を把握し、万一の場合に消防隊が効果的・効率的に消火活動、救助活動等を行うために有効であると考えられること、また、予防面の知識・技術を高めることにより、火災原因調査や防火・防災指導等への活用も期待できること等によるものである。

また、個々の防火対象物の立入検査業務の困難度に応じて、相応しい知識・技術・経験等を有する職員が立入検査を実施することが重要である。一方、知識・経験等の浅い職員については、予防技術検定の受験や消防学校等における教育、計画的に知識・技術・経験等が豊富な職員等と同行して立入検査業務を実施させるなど、立入検査の技術を教育・訓練していく体制をつくることが望ましい。また、全ての立入検査を実施する消防職員が、現場における消防吏員の命令（法第3条第1項及び法第5条の3第1項）を実施できるような教育訓練を行うことが求められる。

なお、消防本部全体で立入検査を実施するために十分な体制が確保されているかどうか定期的に検証を行うことが必要であり、年度毎の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の体制に反映させる等、PDCAサイクルにより改善の取り組みを継続することが重要である。

（立入検査を補完する情報収集）

重点的、効率・効果的な立入検査を実施していく上では、把握している潜在危険性の高い防火対象物に重点を置いて立入検査を計画的に実施することに加えて、新築・用途変更等が行われたにも関わらず届出等を怠っている等の理由により未把握となっている防火対象物についても情報収集を実施し、状況を把握することが必要である。この立入検査を補完する情報収集については、規程等により必要に応じて実施する体制を構築することが重要である。

その情報収集の実施方法については管内の実情等に応じて適当な方法を検討することとなるが、具体例としては以下のものが考えられる。

- ・ 住民指導や警防調査等の機会を捉えた外観調査
- ・ 住宅地図を活用したローラー作戦（一定区域ごとのローテーション）
- ・ 関係行政機関との情報共有（建築、風俗営業、食品衛生 etc.）
- ・ 消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ等からの地域情報の聴取
- ・ 電話帳・インターネット等の外部情報を活用した事業所情報の検索
- ・ 広聴制度や公益通報制度を通じた利用者・従業者からの通報受付
- ・ 用途変更、テナント入替え、増改築等が多い防火対象物・地域（雑居ビル、繁華街等）や、構造・設備、収容人員等から、防火安全対策の不備に伴い深刻な被害を招く危険性が大きい防火対象物（カラオケボックスや複合カフェ等の密閉性の高い娯楽施設、小規模福祉施設、屋内階段1系統のみの防火対象物等）をピックアップして、重点的に情報収集を行い、状況変化をチェックする
- ・ 管内対象物に関する他行政機関とのデータ共有、状況変化の有無に関する突合、異状に気づいた場合の相互照会等についてデータベース及びチェックシステムを構築すること。

なお、用途変更等の状況変化が見られた場合、必要に応じ速やかに立入検査を実施する必要がある。また、署所における小区域又は防火対象物ごとの担当割当て制度や、担当している情報の確実

検査手順	実施事項
	<p>(1) 防火対象物の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物台帳等（※1）から用途・規模等の確認 ・届出書等（※2）の提出状況等の確認 ・建築同意時における指導事項の確認 ・法令の適用等（令8・9条等）の確認 ・建築物の増改築等及び用途変更の経過の確認 ・法令の特例等適用並びに経過措置適用の確認 ・型式失効と特例期間の確認 ・過去の火災発生状況の確認 ・関係行政機関からの提供情報の確認 <p>※1 防火対象物に関する情報をとりまとめたもの</p> <p>※2 届出書等に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火・防災管理者選任（解任）届出書 消防計画作成（変更）届出書 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書 全体についての消防計画作成（変更）届出書 自衛消防組織設置（変更）届出書 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書 工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 特殊消防用設備等設置維持計画 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 防火対象物点検結果報告書 防火対象物点検報告特例認定申請書 （防火対象物点検に係る）管理権原者変更届出書 防火対象物使用開始届出書 防災管理点検結果報告書 防災管理点検報告特例認定申請書 （防災管理点検に係る）管理権原者変更届出書 炉等の設置届出書 発電（変電・蓄電池）設備設置届出書 ネオン管灯設備設置届出書 少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）届出書 少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）廃止届出書 消防計画に基づき実施する消防訓練の通報に関する書類・記録等（特定防火対象物及び防災管理対象物のみ）

解説等

な引継ぎを実施することが重要となる。

法令の適用等（令 8・9 条等）

1 消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準（以下「技術基準」という。）は、原則として棟ごとに適用されるが、次のような例外があるので注意する。

・令第 8 条（開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合）

防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、技術基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

・令第 9 条（複合用途防火対象物の場合）

複合用途防火対象物の部分で、令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げるいずれかの防火対象物の用途に供されるものは、技術基準の適用に関しては、（スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、避難器具、誘導灯に関する一部の規定を除く。）その用途に供される一の防火対象物とみなす。

・令第 9 条の 2（防火対象物の地階と地下街が一体となっている場合）

特定防火対象物の地階で、地下街と一体であると消防長等が指定したものは、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備の一部の規定の基準については、当該地階を地下街の一部とみなして適用する。

・令第 19 条第 2 項（屋外消火栓設備に関する基準）、令第 20 条第 2 項（動力消防ポンプ設備に関する基準）

同一敷地内にある 2 以上の建築物（耐火建築物、準耐火建築物を除く。）で相互の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階では 3 m 以下、2 階では 5 m 以下である部分を有するものは、屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備に関する基準については、一の建築物とみなす。

・令第 27 条第 2 項（消防用水に関する基準）

同一敷地内にある 2 以上の建築物（高さ 31m を超え、かつ延べ面積 25,000 m² 以上の建築物を除く。）で、相互の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階では 3 m 以下、2 階では 5 m 以下である部分を有し、かつ、これらの床面積を、耐火建築物は 15,000 m²、準耐火建築物は 10,000 m²、その他の建築物は 5,000 m² でそれぞれ除した商の和が 1 以上となるものについては、消防用水に関する基準については、一の建築物とみなす。

・渡り廊下（その他これらに類するものを含む。）により接続されている場合

渡り廊下等で建築物が接続されている場合、原則として 1 棟であるが、「消防用設備等の設置単位について」（昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号通知）第 2 ただし書に該当する場合は別棟として取り扱うことができる。

2 複合用途防火対象物の判定基準

・令第 1 条の 2 第 2 項後段に該当する場合（「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和 50 年 4 月 15 日付け消防予第 41 号、消防安第 41 号通知））

令第 1 条の 2 第 2 項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の①若しくは②の各条件全てに該当するものとする。

①主・従の関係にある用途部分がある場合

検査手順	実施事項
	その他（特例に関する書類・催物開催届出等）

解説等

- (1) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同様であること。
- (2) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同様であるか又は密接な関係を有すること。
- (3) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

②独立した用途部分が混在する場合

- (1) 主たる用途以外の独立した用途部分の床面積合計 < 延べ面積 × 0.1
- (2) 主たる用途以外の独立した用途部分の床面積合計 < 300 m²

※「主たる用途部分」「従属的な用途部分」の具体例は、上記通知の別表を参照すること。

※一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物についても基準がある。

※令別表第1(2)項ニ及び(6)項ロに掲げる用途に供される部分にあつては、上記②には該当しない。（「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成20年8月28日付け消防予第200号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年3月31日付け消防予第131号））

建築物の増改築等及び用途変更の経過

法第17条の2の5第2項第2号及び第17条の3第2項第2号に該当する令第34条の2の増改築及び令第34条の3の大規模な修繕、模様替えの範囲は、基準時（令第34条の2第2項参照）又は用途変更以降に行われたものを積算して判断するため、増改築等の経過を確認しておくことが必要である。

- ・技術基準に関する規定（以下「規定」という。）の改正により、改正後の規定に適合しなくなった消防用設備等で、次の場合は改正後の規定に適合させる必要がある。

（次の消防用設備等が設置されている場合）

消火器、避難器具、簡易消火用具、自動火災報知設備（令別表第1(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項から(17)項までに限る。）、漏電火災警報器、非常警報器具及び非常警報設備、誘導灯及び誘導標識

（次の状況に該当する防火対象物の消防用設備等）

- ①改正後の規定に適合しておらず、かつ、従前のものにも適合していない場合
 - ②規定の施行又は適用の後に、床面積の合計 1,000 m²又は基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築、改築又は主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕若しくは模様替えが行われた場合
 - ③改正後の規定に適合した場合
 - ④規定の施行及び適用の際、特定防火対象物である場合
- ・用途が変更されたことにより、規定に適合しなくなった消防用設備等で、次の場合は変更後の防火対象物の用途に係る規定に適合させる必要がある。
- ①用途変更後の規定に適合しておらず、かつ、用途変更前のものにも適合していない場合
 - ②用途変更後に、床面積の合計 1,000 m²又は基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築、改築又は主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕若しくは模様替えが行われた場合
 - ③用途変更後の規定に適合した場合

検査手順	実施事項
	<p>(2) 過去の指導状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none">・過去の立入検査における<u>指摘状況等の確認</u>・違反処理経過（<u>処理区分</u>と処理年月日）の確認 <p>(3) 検査項目及び要領等の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>検査項目</u>の検討

解説等

④特定防火対象物に用途変更した場合

特例等適用

- ①令第32条に定める次の場合には、消防長又は消防署長の判断により、技術基準についての特例が認められる。
 - ・火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合
- ②法第17条第3項に定める次の場合には、総務大臣の認定により技術基準は適用されない。
 - ・消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、設備等設置維持計画に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を用いる場合

経過措置

改正後の法令の適用が一定の期間猶予されること、旧規定から新规定への移行のための経過的な措置がなされること等である。改正内容に応じて、経過措置に関する規定が、附則等に設けられる。

型式失効と特例期間

法第21条の2第2項に規定する技術上の規格（以下「規格」という。）が変更され、既に型式承認を受けた検定対象機械器具等（令第37条参照）が変更後の規格に適合しないとき、型式承認の効力が失われ、又は、一定の期間を経過した後に失われる。

法第17条第1項の規定により設置される消防用設備等のうち、検定対象機械器具等は、現行の規格に適合する必要があるため、型式承認が失効した場合、法第17条の2の5第1項の適用を受ける消防用設備等を除き、既存の防火対象物であっても適合させなければならない。ただし、「消防用機械器具等及び消防用設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令」等の総務省令に基づく特例が定められている。

そこで、設置されている消防用設備等の型式承認が失効していないか確認する。失効しているときは、特例が定められているか、その期間はいつまでかを確認する。

火災発生状況の確認

火災の発生により、どのような指導がされたのか、指導により何が改善されたか確認する。

指摘状況等の確認

過去に実施した立入検査結果の通知書（写し）や提出された改修（計画）報告書、指導記録簿などから、指摘した不備事項やその改修結果について確認する。

処理区分

違反処理の処理区分は、警告、命令、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行がある。

検査項目

消防法令又は建築基準法令等防火に関する法令の規定に基づいた項目やそれ以外の火災

解説等

予防上必要な項目とし、防火対象物の状況に応じて検査すべき項目を検討する。

消防法令の規定であっても、火災予防には直接関係しない規定（例：消防法第36条関係規定等）については、法第4条にいう資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができない。

このような規定に関して、法第4条に基づく立入検査の際に併せて、不備等の確認を行うおとする場合は、相手方の任意の協力に基づき行うこと。

効率的な検査要領等

防火対象物の状況により、立入検査を必要最小限の時間で実施するための経路等を検討する。例えば、次のような方法が考えられる。

- ・大規模な防火対象物を立入検査する場合は、複数の検査員で検査に出向き、それぞれの検査項目に応じて担当する検査員を指定して検査する。
- ・防災センターや消防用設備等の中枢部分から検査する。
- ・工場などでは、そこで行われている作業の工程に従って検査する。

また、関係者による自主管理の状況が優良と認められる防火対象物にあつては、全体の総合的な立入検査に替えて、当該防火対象物の重要な箇所及び項目、防火対象物定期点検報告、消防用設備等の点検報告、その他の自主検査記録において不備欠陥があつた施設・設備・箇所及び内容の改修状況等に内容を絞った抽出検査を実施することも考えられる。この場合においては、不備欠陥を発見した際には総合的な立入検査に切り替えることや、引き続き優良と認められる場合には、抽出箇所・項目を減じていくことも考えられる。

なお、このような限定的な立入検査を実施した場合にあつては、検査実施範囲及び検査項目を記録するとともに、必要に応じ立入検査結果通知書にも明記しておくこと等が重要である。

住所、氏名等の確認

防火対象物の関係者の住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）等について、届出書等により確認する。事前に通知することを予定している場合は、その連絡先についても確認する。

立入検査の相手方の対応

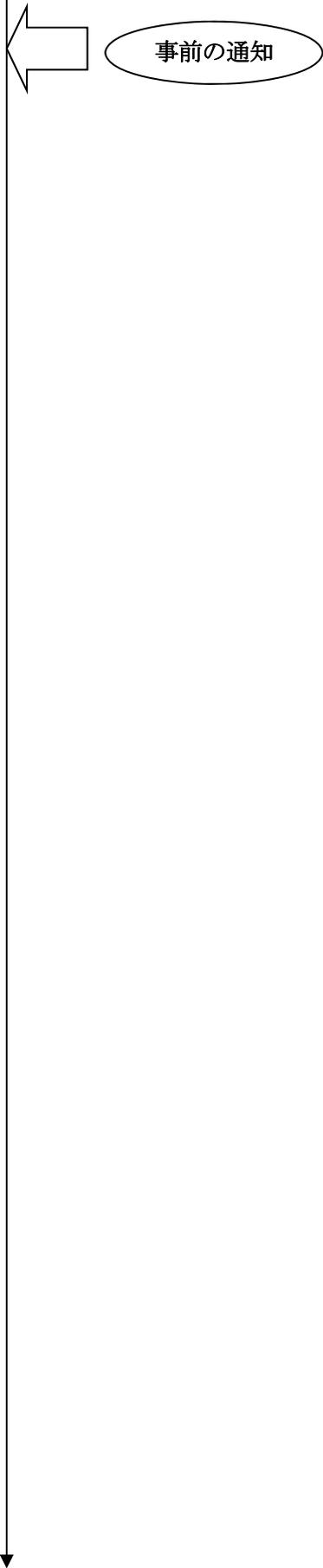
過去の立入検査の結果等から、立入検査の拒否など相手方のとつた対応について、記録されているときは、事前に通知し、相手方の承諾を得てから出向くようにするなど立入検査を円滑に実施できるような方策について検討する。

各種届出用紙等

防火・防災管理者選任（解任）届出書など防火対象物の実態の変化に伴い必要になる届出用紙のほかに、防火管理講習の日程表等を持参するなどして資格取得の手続についても考慮する。

検査に必要な器具

通路幅員やはりの長さ等を測るための巻尺、パイプスペースなどの暗中箇所を検査するための懐中電灯、違反箇所の記録等をするためのカメラ（住民等からの通報により、違反

検査手順	実施事項
	<p data-bbox="616 297 868 331">2 事前の通知</p> <ul data-bbox="651 365 1453 483" style="list-style-type: none"> ・立入検査の相手方に対する<u>事前の通知の必要性</u>を検討する。 ・検討した結果、必要と認められる場合は通知する。 <p data-bbox="616 1240 1018 1274">3 防火対象物への立入</p> <p data-bbox="616 1308 916 1341">(1) 立入検査の実施</p> <ul data-bbox="667 1352 1278 1386" style="list-style-type: none"> ・原則として<u>日中又は営業時間内等</u>に行う。 <p data-bbox="616 1912 879 1946">(2) 関係者の承諾</p> <ul data-bbox="651 1957 1422 1991" style="list-style-type: none"> ・<u>個人の住居</u>に立ち入る場合は、関係者の承諾を得る。

解説等

事実の存在が推定される場合等) など、防火対象物の状況に応じて持参し有効活用する。

事前の通知の必要性

法令上は事前の通知を必要としないが、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防上の必要性を比較し、事前に通知するかどうかを検討する。

(必要と考えられる場合)

立入検査を実施するにあたり、次の場合など、できる限り事前の通知を実施し、相手方と日程調整を行う。

- ・既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるとき。
- ・消防対象物の位置、構造等について正確な情報の入手、検査実施時の安全確保等の観点から立入検査の相手方の立会を求める必要があるとき。

(不要と考えられる場合)

過去の違反状況等を勘案し、事前に通知しては効果的な立入検査が実施できないおそれがある次の例の場合は、事前の通知を実施しない。ただし、事前の通知を行わない抜き打ち検査を繰り返して関係者の営業活動等を阻害することのないよう配慮する。

- ・階段部分への物件存置や自動火災報知設備のベル停止など、事前に通知すると、一時的に是正され、防火対象物の法令違反の実態が正確に把握できないおそれのあるとき。
- ・法令違反があることの通報を受けて立入検査を行うとき。
- ・事前の通知を行う相手方の特定が困難なとき。

日中又は営業時間内等

相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要最小限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内等に立入検査を行うことが望ましい。しかし、法令上は立入検査の時間的制限がなくなることから、これまで立入検査を実施することができなかった時間帯においても、実施することが可能である。

(立入検査が実施可能となった例)

- ・物品販売店舗や飲食店の営業時間外である夜間に、偶然改装工事などを覚知し、立入検査を実施する場合
- ・午後8時に営業を開始する夜間営業のみの飲食ビルに対して営業時間中に立入検査を実施すると営業に支障(客への配慮等)があり、日没後の営業時間前に実施する場合

個人の住居

個人の住居とは、私生活の営まれる場としての個人のすまいをいい、共同住宅の居室、個人専用住宅等が該当する。この他、旅館、病院、老人福祉施設等の立入検査の際、個人の専用部分となっている場所については配慮する必要がある。

検査手順	実施事項
<div data-bbox="134 1550 497 1659" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">防火対象物への立入</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○立入検査の実施 ○関係者の承諾 ○証票の提示 ○立入を拒否等された場合の対応 	<p>(3) 証票の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係のある者</u>から請求のあったときは<u>証票を提示</u>する。 <p>(4) 立入を拒否等された場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>立入を拒否等された場合は</u>、拒否等する理由を確認する。 ・立入の必要性や目的について丁寧に説明するなど、相手方を説得する。 ・説得しても拒否等された場合は、期日を改めて出向する。 ・<u>相手方からの暴行、脅迫などを受けた場合は</u>、速やかに上司に連絡するなど適切に対応する。 <p>4 検査の実施</p> <p>(1) 検査実施前に行う<u>打ち合わせ</u>の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>スケジュール等</u>の説明 ・<u>立会</u>の依頼 ・<u>事前準備において不明確であった事項等</u>の確認 ・営業許可証等から関係者に関する情報の確認 ・防火対象物の<u>実態の変化</u>についての確認 ・その他必要な事項の確認 ・立入検査の<u>効率化への配慮</u> <p>※事前通知なしの立入検査を行う場合は、打ち合わせを省略できる。</p>

解説等

関係のある者

関係者又はその代理人、使用人その他の従業者等がこれにあたる。

証票の提示

証票は立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、証票の提示請求があった場合において、これを提示しないときは、正当な権限行使とみなされない。証票の提示は、その目的から1回の立入につき提示請求権を有する最初の請求者にすればよい。

立入を拒否等された場合

- ・法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方が拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。
- ・拒否等する理由が次のような例に該当するときは、正当な理由と認められる場合があり、このような正当と認められる理由以外で拒否等するときは、告発により対応する場合がある。
 - ①立入につき、関係者の承諾を得なければならない場合にこれを怠ったとき。
 - ②立入につき、関係のある者から証票の提示を求められているにもかかわらず、検査員が提示しないとき。
 - ③業務多忙を理由に、相手方が立入検査の時期について具体的な変更を要請したうえで拒否するとき。
- ・拒否する原因の把握、立入検査を拒否等した者の確認等、可能な限りの資料収集を行うなど客観的情報の把握に努める。併せて、立入検査の要旨について行った検査員の説明内容を記録しておく。

相手方から暴行、脅迫などを受けた場合

速やかに上司に連絡をとるが、危害を加えられたときなど緊急の場合は、警察に通報するなど適切な措置を講じ、証拠の確保を図る。

打ち合わせ

検査を実施する前に、検査員と防火対象物の関係者等が集合して打ち合わせを行い、効率的に検査が進められるよう配慮する。

スケジュール等

事前に検討した検査項目及び検査経路に基づき、班編成や班ごとの実施場所などを説明する。

立会

検査の実効性を高めるためや、危険箇所への立入の際、安全確保等の観点から必要に応

検査手順	実施事項
	<p>(2) 業務への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査等において、<u>みだりに</u>防火対象物の関係者等の業務を妨害しない。 <p>(3) 検査を拒否等された場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物の一部分について<u>検査を拒否等された場合</u>は、拒否等する理由を確認する。 ・検査の必要性や目的について丁寧に説明するなど、相手方を説得する。 ・説得しても拒否等された場合は、期日を改めて出向する。 <p>(4) 写真撮影等による違反状況の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カメラの場合、相手方の同意を得た後、違反箇所を撮影する。 ・カメラがない場合や相手方に撮影を拒否された場合は、<u>図面を作成する</u>などして、違反状況を記録しておく。

解説等

じ検査場所の状況に精通した者の立会を求める。

事前準備において不明確であった事項等

過去の指摘事項の改修状況や改修後の管理状況、最新の消防用設備等点検結果報告書において不備事項とされたものの改修状況など、事前に把握しきれなかった事項について確認する。

実態の変化

人事異動などによる関係者及び防火管理者、自衛消防組織等の防火管理面の変更、増改築の有無、用途の変更、テナントの変更、工事の有無や内容など、防火対象物の実態に変化があったか確認し、必要に応じ検査項目を再検討する。

効率化への配慮

消防用設備等の点検結果及び防火対象物定期点検の点検結果等が良好と認められる場合は、効率的に立入検査を実施するため、当該点検部分の検査項目について、防火対象物の状況に応じて省略することができる。

みだりに

「正当な理由なくして」という意味で、次のような場合が考えられる。

- ①特に緊急に確認する必要がないにもかかわらず、立会者に確認せずに作業中の従業員等に対して質問を繰り返し行う場合
- ②直接検査等に関係のない質問や行為を繰り返し行う場合

検査を拒否等された場合

- ・立入のときと同様に、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方の抵抗を排除してまで検査を行うことはできない。
- ・拒否等する理由が次のような例に該当するときは、立入検査実施の必要性と比較して、正当な理由と認められる場合があり、このような正当と認められる理由以外で拒否するときは、告発により対応する場合がある。
 - ①検査を拒否等しているのが防火対象物の一部分で、企業秘密に関わる場所であると客観的に認められるとき
 - ②検査を実施することで、適正な業務執行に影響を与えるとき
- ・検査を拒否する原因を把握し、立入検査の要旨について行った検査員の説明内容を記録しておく。

写真撮影等による違反状況の記録

- ・写真は違反状況が客観的に明らかになるように撮影し、一の違反場所について違反の状況が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係を明らかにする。
- ・違反の場所が1回の撮影で写らない場合は、2枚以上の写真を貼り合わせる等配慮する。
- ・撮影位置、方向、撮影時刻等を写真撮影位置図に記録する。
- ・物件等の寸法を表示する必要がある場合は、メジャー等を用いて写し込む

検査手順	実施事項
	<p>(5) 質問に対する回答を拒否等された場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問の必要性や目的について丁寧に説明するなど、回答してもらえるように関係者を説得する。 <p>(6) 検査等により知り得た防火対象物の情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査等により知り得た防火対象物の情報は、<u>みだりに</u>他に漏らさない。 <p>(7) 消防法令以外の法令の防火に関する規定に違反している恐れがある場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法令以外の法令（例：建築基準法）の防火に関する規定に違反しているおそれがあり、火災予防上重大な危険が認められる事案を発見した場合は、当該法令の所管行政庁へ通知し、是正促進を要請する。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無確認増築等により、合板等を用いて室や通路等を増築している状況を発見した場合 ・内装の変更や広告用の看板を設置して、非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部を塞いでいる状況を発見した場合 ・個室型店舗等において、テナント等が入替わったことにより用途が変更され、間仕切や内装等が大幅に変更されている状況を発見した場合 <p>(8) 不適正な点検を発見した場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果報告と検査結果から、消防設備士が行った不適正な工事、整備又は点検の事実が確認できたときは、<u>適切な対応</u>を行う。

解説等

回答を拒否等された場合

法第4条に規定する質問権は、正当な理由なくして陳述しない者があっても、罰則で実効性を担保していないことに注意する必要がある。ただし、火災予防上必要がある場合は、資料提出命令権又は報告徴収権を活用することも検討する。

みだりに

- ・「正当な理由なくして」という意味で、次の場合には「正当な理由がある」と考えられる。
 - ①職務上必要な事項として、上司に検査結果を報告する場合
 - ②通知書の内容について、他の公的機関から法令根拠に基づく照会※1を受け、それに回答する場合
 - ③捜査機関に対し告発する場合
 - ④情報公開請求があり、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合

※1 照会

弁護士会、捜査機関などから立入検査結果の通知書について、法律の規定（弁護士法第23条の2、刑事訴訟法第197条第2項等）に基づく照会があった場合、消防機関は、照会内容に対し一般的には報告する必要があるが、通知書の内容がプライバシーの侵害や職務遂行上の支障が生ずる可能性のある場合はこの限りでない。

したがって、これらの照会を受けたときは、その内容をよく確認し、事実調査を行うなどして回答の可否について判断し、回答する場合は、客観的事実のみを報告する。

- ・法令の規定に基づく照会等以外の場合でも、火災予防の目的の達成のために合理的な理由があるときに、消防法等の守秘義務によって確保しようとする法益との比較考量を行って、関係行政機関等の適切な相手方に対して必要な範囲で情報提供を行うことが可能であり、具体的には次の場合が考えられる。
 - ①消防法令の適用に当たって他法令の適用関係を確認するために当該法令の所管行政庁に照会等を行う際に、当該確認に必要な範囲の情報を提供する場合
 - ②検査等において消防法令以外の法令違反又はその疑いを発見し当該法令の所管行政庁に通報等を行う際に、当該通報等に必要な範囲の情報を提供する場合

なお、検査等により知り得た防火対象物の情報に個人情報が含まれている場合の当該情報の取り扱いについては、各地方公共団体の個人情報保護に係る条例等の定めに従う必要がある。

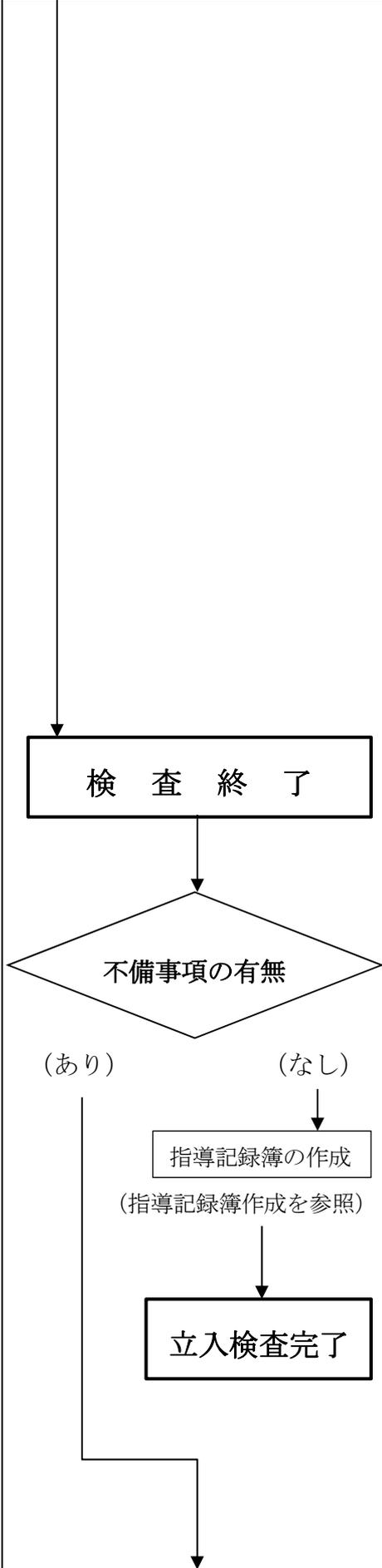
適切な対応

「消防設備士免状の返納命令に関する運用について」（平成12年3月24日消防予第67号）などにより適切に処理する。

検査手順

実施事項

(9) その他



解説等

チェーン店等に違反がある場合の対応

チェーン店等、複数の店舗を設けて事業を行っている法人の一の店舗において消防法令違反を発見した場合、当該店舗における処理のほか、管内の他の店舗における立入検査の際には留意するとともに、必要に応じ、管外の他の店舗を管轄する消防本部への照会・情報提供や連携した指導等の実施を図る。

また、同様の違反を確認した場合には、法人組織全体の防火管理体制の構築を図るため、必要に応じ、本社に対する適切な指導等を行う。

重大な消防法令違反等が発見した場合の情報共有

- ・防火対象物の位置、構造、設備又は管理について、スプリンクラー設備等の主要な消防用設備等が過半にわたって不適・機能不良となっているもの、その他消火、避難その他の消防の活動に支障になる状況が認められた場合は、違反処理への移行と並行して、速やかに警防担当も含め消防機関全体で必要な情報共有を行い、消防活動全般において留意すること。
- ・無届けの大幅な用途変更・増改築を発見した場合も同様の対応を行うこと。

火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備を発見した場合の確認（例：法第36条関係規定等）

- ・検査等の結果、火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備又はその疑いを発見した場合は、「第5 火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備に係る確認について」により処理する。

検査手順	実施事項
<pre> graph TD Start(()) --> Decision{火災発生等危険等 緊急性の有無} Decision -- "(なし)" --> End1(()) Decision -- "(あり)" --> Violation([違反処理]) Violation --> Order([資料提出命令 ・ 報告聴取]) Order --> End2(()) </pre>	<p>(違反処理への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査により覚知した不備事項に<u>火災発生危険等の緊急性</u>が認められる場合は、違反処理へ移行する。 <p>5 資料提出命令・報告徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防対象物の構造等の実態把握や違反事実の特定などに資料や報告を必要とする場合は、<u>資料提出命令又は報告徴収</u>を行う。

解説等

火災発生危険等の緊急性

「可燃性ガスが滞留する場所で、ガスコンロを使用している。」など火災発生危険が逼迫している場合には、改修（計画）報告書の提出を待つことなく、違反処理へ移行する。

なお、緊急性が高く、速やかに違反是正の指導を必要とする不備事項がある場合は、検査終了後ではなく、その途中で違反処理へ移行する場合がある。

資料提出命令又は報告徴収

法第4条の規定に基づく資料提出命令権及び報告徴収権は、消防対象物の実態把握若しくは、違反事実の解明・立証等火災予防上必要と認める場合、関係者の負担に考慮しつつ、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。）又は消防署長が主体となり、消防対象物の関係者に対し権限を行使する。

なお、検査等において口頭などにより任意の資料提出又は報告を求めて、相手方がこれに応じた場合は、本権限の行使は必要ない。

（資料提出命令で求める資料の例）

火災予防上、消防対象物の実態を把握するために役立つ一切の文書図画のうち、資料としてすでに作成若しくは作成される予定のもの又は法令により資料の作成が義務づけられているもの

- ・ 消防法令上の各種届出書
- ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に関する委託契約書
- ・ 建物の図面等
- ・ その他消防対象物の実態を把握するのに必要な書類

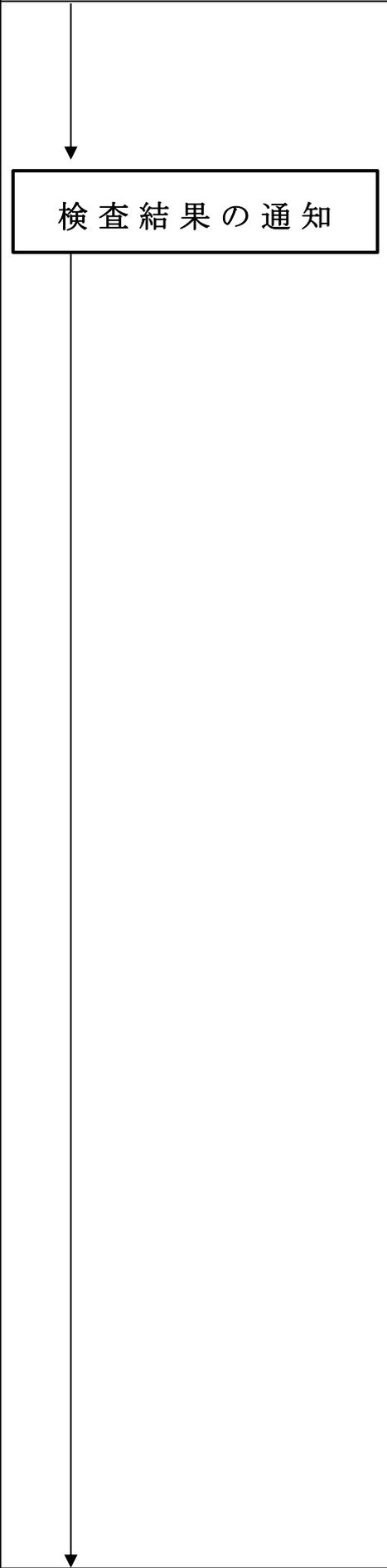
（報告徴収で求める資料の例）

火災予防上、防火対象物の実態を把握するために必要な全ての事項で、資料として現に存在していないものを求めることができる。

- ・ 危険物の1日の使用量
- ・ 未確認増築部分の図面並びに面積算定結果
- ・ 管理権原者の職、氏名
- ・ その他防火対象物の実態を把握するために必要な事項

（提出された資料の受領及び返還要領）

- ・ 資料提出命令により資料を提出させる際、関係者に所有権を放棄するか否かを記載した提出書に必要な資料等を添えて提出させ、放棄する場合は「受領した旨」、放棄し

検査手順	実施事項
 <p data-bbox="129 389 568 490">検査結果の通知</p>	<p data-bbox="603 427 903 465">6 検査結果の通知</p> <p data-bbox="603 495 871 533">(1) 検査結果の通知</p> <ul data-bbox="660 539 1453 824" style="list-style-type: none">・ 検査の結果、判明した<u>消防法令違反及びその他の事項</u>について、<u>通知</u>する。・ 検査結果の通知は、原則として、<u>文書（通知書）</u>で行う。・ 指摘事項に消防法令以外の法令の防火に関する規定の違反が含まれている場合は、所管行政庁にも当該内容を文書で通知する。

解説等

ない場合は「保管する旨」を記載した用紙を関係者に交付する。

- ・資料を返還する場合は、提出の際交付した「保管する旨」を記載した用紙と引き換えとする。その際、関係者に返還を受けた旨の奥書若しくは受領書等、返還を証明するものを提出させる。

消防法令違反

消防法令に違反しているかいないかは、防火対象物の新築、増築、改築、用途変更及び模様替え等にかかわる着工の時期及びその経緯を把握し、さらに根拠法令等の施行時期（基準時）及び適用除外の有無について把握できなければ正確に認定できないことがあるため、検査の結果について通知するときは、十分に確認する。

※検査結果の通知（通知書）は法的には違反事項の是正を強制するものではなく、あくまでも行政指導に属するため、不服申立て及び取消訴訟の対象にはならないが、法的に設置義務のない消防用設備等の設置を指導し、相手側が設置したり、名あて人を誤り、設置義務のない関係者に消防用設備等を設置させてしまったなど、関係者に損害を与えた場合は、国家賠償法第1条に基づく損害賠償の対象となることがある。

その他の事項

建築基準法等消防法令以外の法令の防火に関する規定により不備となる事項や法令等に規定されていないが火災予防上望ましい状態を確保するために指摘する事項をいう。

通知

- ・違反改修の履行義務者に対し通知する。また、通知しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に通知する。
- ・平成14年の消防法の改正内容（罰金額の引き上げ、消防法令違反で命令を受けた場合は標識が設置される等）を説明し、法令違反の自主的改善を促す。
- ・速やかに改めることが可能な不備事項は、同行する立会者に説明し、その場において改善させるなど積極的に火災予防の措置をとらせ、即時是正された場合でも必要に応じて通知する。
- ・指摘事項について十分確認できない場合は、必要な検討を尽くした後に通知する。

文書（通知書）

（作成上の注意事項）

- ・違反事実の発生箇所を明確にする。
- ・違反事実の根拠法令を明確にする。
- ・通知書の発信者名は、立入検査を実施した消防職員とする。
- ・重大な消防法令違反が確認された場合、名あて人の特定は慎重に行い、必要に応じ、住民票の写し（個人の場合）や建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等により確認する。

なお、名あて人については立入検査時の質問や資料の提出などにより自ら情報収集に努め、他に手段がない場合は、「違反処理マニュアル②関係機関との協力」に定める照会手続に基づいて把握する。

- ・検査を実施した箇所等を記載する。

検査手順	実施事項
	<p>(2) 通知書の交付</p> <ul style="list-style-type: none">・ 通知書は、検査終了後にその場で交付する場合は、名あて人又は<u>名あて人と相当の関係のある者に直接交付</u>する。・ <u>期日を改めて交付する場合は</u>、再度出向するか、名あて人又は名あて人と相当の関係のある者に出頭を求めて直接交付する。または、普通郵便により名あて人へ送付する。

解説等

※住民票、戸籍謄（抄）本の請求方法

- ①事前に区市町村役場の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、謄本又は抄本の区別、対象者の氏名・住所（戸籍謄本の場合は本籍地とし、筆頭者が判明している場合は、その者の氏名を併記する。）、必要部数、郵送を希望する場合は送付先を明記し、申請する。

法人の登記事項証明書の請求

- ①事前に登記所事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料については「登記手数料令第19条により免除」であることを記載し、申請する。

建物の登記事項証明書の請求

- ①登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
- ②事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。
- ③所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第19条により免除」であることを記載し、申請する。

名あて人と相当の関係のある者

名あて人の従業者若しくは配偶者又は防火管理者等がこれにあたる。

交付

- ・違反内容やその改修の必要性等について関係者等の認識の程度に応じて、規制概要とその趣旨等について十分な説明を行う。
- ・改修意思等を確認するとともに、必要に応じて具体的な改修方法を示す。
- ・違反処理マニュアルの違反処理基準に該当するおそれのある違反事実について通知する場合は、その後の告発等を視野に入れ、行政側の指導状況を証明するために、直接交付の場合は署名を求めること。しかし、相手方が署名を拒否した場合は、その旨を通知書の消防機関側控え等に記録しておく。
- ・防火管理者等名あて人と相当の関係のある者に交付するときは、通知書の内容等の説明と不明な点について交付した消防職員に問い合わせる旨、関係者に伝えるように依頼すること。

期日を改めて交付する場合

- ・期日を改めて交付する場合とは、次のような場合が考えられる。
 - ①名あて人が遠隔地に居住しており、名あて人と相当の関係のある者が不在のとき。
 - ②名あて人及び名あて人と相当の関係のある者に通知書の受領を拒否されたとき。
 - ③指摘事項の確認のため検査直後に交付しなかったとき。
- ・郵送により通知書を交付する場合で、関係者の連絡先が判明しているときは電話により説明するように努める。
- ・違反処理マニュアルの違反処理基準に該当するおそれのある違反事実を通知する場合で、相手方が通知書の受領を拒否している場合又は遠隔地に居住しており署名が求められない場合は、書留郵便

検査手順	実施事項
<pre> graph TD A[改修（計画）報告の指導] --> B[指導記録簿の作成] B --> C{火災発生等危険等 緊急性の有無} C -- "(期限内に未提出)" -.-> D(違反処理) C -- "(期限内に提出)" --> E{報告内容の不備の有無} E -- "(なし)" --> F[] E -- "(あり)" --> B </pre>	<p>7 改修（計画）報告の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、文書により報告させる。 ・改修計画については文書により報告させる。 ・通知書の受領者が名あて人の場合、<u>改修（計画）報告書の作成要領及び期限内</u>に報告するよう指導する。 ・通知書の受領者が名あて人と相当の関係のある者の場合、上記と同様の事項を指導し、名あて人に伝えるように依頼する。 <p>8 指導記録簿の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査した結果等を<u>指導記録簿</u>に記録する。 <p>(違反処理への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告期限を過ぎて報告書が未提出の場合は、違反処理へ移行する。

解説等

(違反事実の内容に応じ、配達証明等)により送付する。

改修（計画）報告書の作成要領

- ・原則として、違反改修の履行義務者に報告させる。
- ・改修が完了したことを報告する場合は、改修した内容について記載させる。
- ・今後、改修を行う予定であることを報告する場合は、実現可能な方法による改修計画を記載させるとともに、改修計画に関する図書等を添付させる。

期限

- ・概ね1週間～1ヶ月の報告期限を設定する。ただし、個々の事案により期限を延長する必要が認められる理由がある場合は、必要最低限の範囲で延長することができる。

指導記録簿

指導記録簿とは、立入検査の実施結果を記録する帳票などのことであり、立入検査で法令違反があった場合には、検査年月日から改修が完了するまでの是正指導等の経過についても記録し、防火対象物台帳、改修（計画）報告書等と一体として管理する。

(記録事項の例)

- ・立入検査年月日（違反を発見した日）
- ・違反の内容
- ・改修までに実施した指導及び関係者の対応
- ・改修予定スケジュール並びに経過確認等の日時及びその状況
- ・その他必要事項

検査手順	実施事項
<pre> graph TD A[報告内容の指導] --> B{再提出の有無} B -- "(あり)" --> C[] B -. "(なし)" .-> D(違反処理) style C fill:none,stroke:none </pre>	<p>9 報告内容の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告者が違反改修の履行義務者であるか確認し、異なる場合は履行義務者を報告者とする改修（計画）報告書の再提出を指導する。 ・ <u>改修内容及び改修予定期日</u>を確認し、不備がある場合は、具体的な改修内容等について説明するなど、改修（計画）報告書の訂正又は再提出を指導する。 ・ 改修（計画）報告書を後日再提出する場合は、期限内に報告するよう指導する。 <p>(違反処理への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改修（計画）報告書の内容に不備があるにもかかわらず指導に応じない場合は、違反処理へ移行する。

解説等

改修内容及び改修予定期日

改修（計画）報告書に記載されている改修内容が法令基準に沿った適切なものか確認するとともに、改修予定期日が、社会通念上是正可能と認められる客観的な所要日数と火災予防上の必要性と比較して妥当であるか確認する。また、場合によっては、予定期日が何に基づいて算出されたものか、下記資料の提出を求めることも必要である。

（求める資料の例）

- ・改修の工程について具体的に判別できる資料
- ・既に工事業者等に改修を依頼している場合は、見積書や発注書等のコピー
- ・改修が長期間要する場合は、理由書や工程計画等の資料

※参考までに屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備についての改修予定期日の目安となる実例を示すと次のとおりである

①自動火災報知設備の設置工事

全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの約 100 件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。

- ・延べ面積 500 m²未満の対象物では、94%が 2 ヶ月以内
- ・延べ面積 500 m²以上 1,000 m²未満の対象物では、87%が 3 ヶ月以内
- ・延べ面積 1,000 m²以上の対象物では、95%が 4 ヶ月以内

②業者が試算した新規設置工事日数

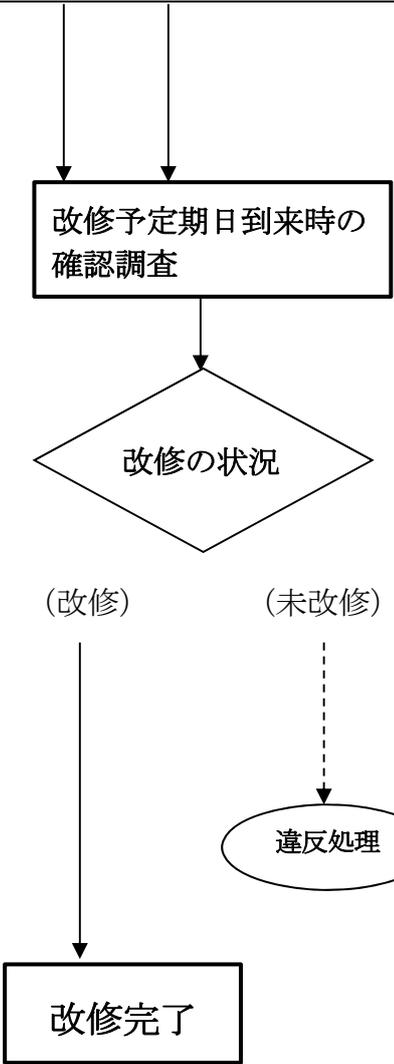
（例 1）RC 造、地上 3 階地下 1 階、延べ面積 500 m²の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）

（例 2）RC 造、地上 5 階地下 1 階、延べ面積 1,000 m²の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）

（例 3）RC 造、地上 10 階地下 1 階、延べ面積 3,000 m²の既存雑居ビル（飲食店、カラオケ店）

	見積日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓設備（例 1）	30 日	2 ヶ月
屋内消火栓設備（例 2）	30 日	3 ヶ月
屋内消火栓設備（例 3）	40 日	4 ヶ月
スプリンクラー設備（例 1）	30 日	4 ヶ月
スプリンクラー設備（例 2）	30 日	5 ヶ月
スプリンクラー設備（例 3）	40 日	8 ヶ月
自動火災報知設備（例 1）	30 日	2 ヶ月
自動火災報知設備（例 2）	30 日	3 ヶ月
自動火災報知設備（例 3）	40 日	5 ヶ月

（例 4）耐火造、地上 3 階地下 1 階、建築面積約 650 m²、延べ面積 1,800 m²の既存遊技場ビル（パチンコ、カラオケ）全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日は 100 日。

検査手順	実施事項
 <pre> graph TD A[改修予定期日到来時の確認調査] --> B{改修の状況} B -- "(改修)" --> C[改修完了] B -.- "(未改修)" --> D([違反処理]) </pre>	<p data-bbox="596 383 1142 421">10 改修予定期日到来時の確認調査</p> <ul data-bbox="660 450 1453 524" style="list-style-type: none"> 立入検査で指摘した不備事項について、改修（計画）報告書による改修が実施されたかを<u>確認</u>する。 <p data-bbox="612 1010 863 1039">（違反処理への移行）</p> <p data-bbox="596 1055 1453 1128">改修（計画）報告書に記載されていた改修予定期日に改修が完了していない場合等は、違反処理へ移行する。</p>

解説等

期限

相手方が改修（計画）報告書の訂正に要すると認められる期間とする

確認

改修期限前から適宜経過確認等を実施するなどして改修の促進を図り、改修期限の到来後に改修状況の確認のための立入検査を実施するが、改修完了の報告があった場合は、速やかに確認調査を実施する。

なお、届出行為によって改善されたことを確認できるものについては、確認調査を必要としない。

第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項

小規模雑居ビルの立入検査の実施については、基本的に「第1 立入検査要領」によるが、小規模雑居ビルの火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。

1 小規模雑居ビルの定義

小規模雑居ビルとは、次のいずれにも該当する防火対象物のことをいう。

- (1) 3階以上の階が、消防法施行令別表第1に掲げる(2)項又は(3)項に掲げる用途に用いられていること。
- (2) 直通階段が一つのみ設けられていること。
- (3) 統括防火管理者の選任を要すること。

2 小規模雑居ビルにおける特徴

小規模雑居ビルで見られる特徴的な事項は次のとおりである。

- (1) 過去の立入検査の結果、全般的に違反が多かったが、特に防火管理関係、消防用設備等の点検報告関係の違反が多い傾向がある。
- (2) テナント間の意思疎通が全くない可能性がある。
- (3) テナントの入れ替わりが頻繁に行われる。
- (4) 床面積の小さなテナントが多い。
- (5) テナントごとに営業時間が異なり、なかには夜間のみのものである。
- (6) エレベーターが設置されているものは、階段室に物件が存置及び放置される傾向がある。
- (7) 各テナントの従業員数は防火管理業務を実施するには不足している傾向にある。

3 優先的に立入検査を実施すべき状況

次の状況のうち、複数のもものが該当する場合は、優先的な立入検査の実施を検討すること。

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出書、消防計画作成（変更）届出書、統括防火・防災管理者選任（解任）届出書、全体についての消防計画作成（変更）届出書、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書及び防火対象物点検結果報告書等法令に基づく届出又は報告がない。
- (2) 消火訓練及び避難訓練を行う場合の事前の通報が実施されていない。
- (3) 階段室への物件の存置、放置及び防火戸の閉鎖障害等法第8条の2の4の規定に違反しているとの指摘を受けている。
- (4) 自動火災報知設備の設置及び維持の技術上の基準に違反しているとの指摘を受けている。

4 小規模雑居ビル立入検査時の着眼点

小規模雑居ビルでは、唯一の避難経路である階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる一方、防火管理が適切に実施されていないものが多く見られる。したがって、立入検査を実施する際は、これらの障害の排除に努めるとともに、障害となる状況を発生させないために適切な防火管理の実施について関係者に指導する必要がある。

このような観点から、立入検査を実施する場合の着眼点は次のとおりである。

- ① 防火対象物の使用状況
- ② 防火管理体制の確立状況
- ③ 点検の実施状況
- ④ 自衛消防の組織の確立状況
- ⑤ 防災物品の使用状況
- ⑥ 避難施設等の維持管理状況
- ⑦ 消防用設備等の維持管理状況
- ⑧ 火気の取扱状況
- ⑨ 危険物の貯蔵、取扱い状況
- ⑩ 工事中の防火管理状況

また、これらの着眼点について特に確認する必要があると認められる項目等を整理したものが、別表1である。

5 関係者への指導要領等

小規模雑居ビルの火災危険性、防火管理の実態等、2に掲げる特徴を踏まえ、立入検査の実施に際しては、次の点に留意して関係者に対応する必要がある。

- (1) 立入検査の実施時に、防火管理者講習の日程表等を持参するなど、資格取得の手続について考慮する。
- (2) 避難施設等の管理状況や自動火災報知設備の受信機の電源遮断や音響停止など、事前に通知すると関係者により一時的に是正され、法令違反の実態を正確に把握することが難しい場合は、事前の通知を行わずに立入検査を実施する。
- (3) テナント関係者に直接指導できるように、立入検査の実施時間帯について考慮する。
- (4) 着眼点のそれぞれの項目について、立入検査の相手方に火災発生時の危険性等を説明する。
- (5) 所有者や管理者に対し、入居するテナントの用途を把握するよう指導するとともに、立入検査時に用途確認を的確に行い、それぞれの用途に応じた指導を実施する。
- (6) 消防法令違反に対する措置内容等（消防法令違反で命令を受けた場合は標識が設置されること。消防法第5条の2第1項の規定による命令に違反した場合は罰金（最高1億円）が科されること等）を説明し、法令違反の自主的改善を関係者に対し促す。

- (7) 関係者に関する情報の把握について、立入検査時の質問や資料の提出などにより情報収集に努める。
- (8) 関係者に対し法令違反を指摘したにもかかわらず、改修（計画）報告書を提出しないなど法令違反を是正する意思が見られない場合、時機を失することなく違反処理へ移行する。

6 別表1 (小規模雑居ビル立入検査時の着眼点)

着眼点①	防火対象物の使用状況
<ul style="list-style-type: none"> ・用途変更及び関係者の変更がないか確認する。 ※テナントの入れ替わりが激しく、用途や関係者が頻繁に変更になるが、防火対象物使用開始届が提出されないなど、消防機関がこれらの実態について、立入検査を実施するまで把握できないことがある。 	
着眼点②	防火管理体制の確立状況
<ul style="list-style-type: none"> ・管理権原ごとに防火管理者が選任され、届出されているか確認する。選任されている場合は、管理的又は監督的地位にある者が選任されているか確認する。 ※テナントの入れ替わりが激しく、用途や収容人員が頻繁に変更になり、防火管理者の選任義務が生じているが、選任されていないことが多い。 テナントの従業員が少なく、防火管理者講習を受講できないとすることがある。 テナントの営業時間が夜間であることが多く、消防機関がテナント関係者に直接指導する機会が少ない。 ・防火管理者選任義務対象ごとに消防計画が作成され、届出されているか確認する。作成している場合は、計画内容の実効性や変更すべき点がないか確認する。 ・各管理権原者の協議の上、統括防火管理者が選任され、届出されているか確認する。選任されている場合は、防火対象物全体についての必要な業務を適切に遂行するために権限が付与され、業務内容や防火対象物の位置、構造及び設備の状況等について十分な知識を有している者が選任されているか確認する。 ・全体についての消防計画が作成され、届出されているか確認する。作成している場合は、計画内容の実効性や変更すべき点がないか確認する。 ※ビル所有者とテナント関係者、テナント関係者相互の関係が希薄で意思疎通が図れていない、テナントごとに営業時間が異なり交流する場を設けられない場合が多い。 	
着眼点③	点検の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等の点検及び結果報告を実施しているか確認する。点検を実施している場合は、不備事項があったか、その不備事項について改修したかを確認する。 ※消防用設備等の維持管理責任が不明確、点検報告制度を知らない、経費節約などの理由により、消防用設備等の点検が実施されていないことが多い。 ・防火対象物定期点検及び結果報告を実施しているか確認する。点検を実施している場合は、点検結果で不備を指摘されているかどうか、不備事項について改善したかを確認する。 	
着眼点④	自衛消防の組織の確立状況
<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画に基づき、自衛消防の組織が編成されているか確認する。 ・従業員が自衛消防の組織における自らの任務について理解しているか確認する。 ※普段から、従業員に対する防火上必要な教育が実施されていないため、自動火災報知設備が発報し、ベル鳴動しているにもかかわらず、テナントの従業員がどう対応しているのか判らず、必要な初動措置を行わないことがある。 ・統括防火管理者が作成する全体についての消防計画又は防火管理者が作成する消防計画に基づく、消火、通報及び避難訓練が必要な回数実施されているか確認する。訓練 	

が実施されている場合は、その旨の通報がなされたか、実施した内容は防火対象物の実態に即したものか確認する。

※燃焼中の食用油に水をかけたり、消火器を使用したが見る使用距離や噴射方向など消火器の取扱いに不具合があったため、油が飛散して負傷する事例が多く見られる。

避難階以外の階から避難する経路としては、階段を使用している事例がほとんどであるが、エレベーターを使用して避難し、煙の拡大により負傷する事例も見られる。

テナントごとの営業時間が異なることや、テナント関係者相互の意思疎通が図れていないことから、防火対象物全体の訓練が実施されていない場合が多い。

着眼点⑤	防災物品の使用状況
------	-----------

・ 防災対象物品に防災物品を使用しているか、防災表示により確認する。

※改装工事等で店内装飾を優先するなどの理由により、防災対象物品に防災物品が使用されていないことがある。

着眼点⑥	避難施設等の維持管理状況
------	--------------

・ 階段や廊下等の避難経路となる部分に可燃物や避難の障害となる物件の放置、存置及び避難の障害となる施設の設置がないか確認する。

※階段に存置された物件へ放火され、唯一の避難経路を絶たれたことで避難不能となり、大きな被害が生じた事例がある。存置されている物件は、商品、ロッカー、冷蔵庫、ビールケース、物置等があり、統括防火管理者又は防火管理者等が必要な指示を怠っているため、いつまでも存置され続けることがある。

ベランダの避難用ハッチの上又は降下空間に空調設備の室外機を設置したり、物件を存置していることがある。

・ 屋外階段が適正に維持管理されているか確認する。

※風雨の吹き込み防止や防犯上の理由から、屋外階段に囲いを設けて、鎖等で閉鎖されていることがある。

腐食により使用に耐えなくなっているものもある。

階段下に可燃物を放置し、放火されたことにより避難上の支障となり負傷者が発生した事例がある。

・ 物件の存置による防火戸の閉鎖障害又は開放障害がないか確認する。

※階段部分に設置されていた防火戸が閉鎖しなかったことで火煙が階段部分に拡大して負傷者が発生した事例がある。

店内改装時にじゅうたんを敷いたり、商品やロッカー等の物件の存置などにより防火戸の閉鎖障害又は開放障害となっていることが多い。

物件の存置については、統括防火管理者又は防火管理者等が必要な指示を怠っているため、いつまでも存置され続けることがある。

くさび等により防火戸を開放したままにしていることがある。

・ 防火戸の機能不良、破損、撤去がないか確認する。

※改装等を行う際に、店内の雰囲気重視し、防火戸の改造、撤去（防火戸を木製扉

に取り替えるなど) をしていることがある。

- ・非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれていないか確認する。

※内装の変更や広告用の看板を設置して、非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部を塞いでいることがある。例えば、外部から営業形態がわからないように目隠しをしたり、外光の遮断や音漏れ防止のために開口部を塞いだり、内側に化粧板や鏡をはめ込んだ扉を設置するなどし、消防隊が外部から容易に屋内へ進入できない状況や、排煙設備・非常用の照明装置が必要となる状況が発生していることがある。

- ・増築等に伴う堅穴区画や避難階段に関する不備がないか確認する。

※床面積が小さいことから屋上にプレハブ造の従業員の更衣室や事務所等を増築したり、テナントの入れ替わりによる用途変更があることで、堅穴区画や避難階段の構造不適、直通階段が不足するなどの不備欠陥が発生することがある。

屋上に増築した部分の区画の構造が不適切であったことや堅穴区画の内装材に可燃材を使用していたことで速燃的に延焼した事例や直通階段がないために避難できなかった事例がある。

着眼点⑦ 消防用設備等の維持管理状況

- ・消防用設備等が未設置又は一部未設置となっていないか確認する。

※無確認増築やテナントが入替わったことにより用途や収容人員が変更になることで、消防用設備等が未設置となっていることがある。

内装の変更や広告用の看板を設置して開口部を塞ぎ無窓階となり、消防用設備等が未設置となることがある。

【消火器】

- ・消火器の設置場所が適切か確認する。標識が見えるか確認する。

※初期消火には、消火器が最もよく使用され、火災の延焼拡大を防ぐことができた事例が多くあるが、消火器が設置されていない、消火器が設置されていても容易に使用できなかったために、消火方法として不適切な方法（燃焼中の食用油に水をかけるなど）で初期消火を行い、負傷者が発生するとともに、延焼拡大した事例がある。店の雰囲気合わない、店内の改装、営業スペースを最大限確保する等の理由により、消火器の周囲に物件が存置され標識が見えなくなっていたり、本来おかれているべき場所から移動され、標識があるのに消火器がないことがある。

消火器が水に濡れる場所に置かれているときは腐食していることがあるので注意を要する。

【自動火災報知設備・非常警報設備】

- ・自動火災報知設備の電源が遮断されていないか、ベル(再鳴動機能付きのものを除く。)が停止されていないか確認する。

※酔客のいたずらや非火災報が多いなどの理由により、自動火災報知設備の電源遮断やベルを停止していることがある。飲酒による判断力の低下など火災の覚知が遅れる要因があるにもかかわらず、自動火災報知設備の電源やベルが停止されていたため、初期消火の時機を失い、また、避難開始が遅れることで負傷者が発生した事例や最悪は避難できなかった事例がある。

- ・自動火災報知設備の発信機や非常警報設備の周囲に操作の障害となる物件がないか、表示灯が見えるか確認する。

※物件の存置、球切れなどの理由により表示灯の視認障害が発生していることがある。

非常警報設備があるにも関わらず、設置場所がわからず使用しなかったことから、火災の発生を早期に知らせることができず負傷者が発生した事例がある。

- ・自動火災報知設備の感知器の未警戒区域や感知障害がないか確認する。

※賃貸契約時点で、消防用設備等に関する事項について十分に説明されず、改装工事等により感知器が取り外されることがある。

間仕切りや天井設置による感知器の未警戒区域が発生していることがある。

感知器に近い場所にエアコンが設置されて感知障害が発生していることがある。

【避難器具】

- ・避難器具の設置場所が適切か確認する。

※店の雰囲気合わない、店内の改装、営業スペースを最大限確保する等の理由により、本来設置すべき開口部から別の場所（物置や机の下等）へ移動し、火災発生時に使用できなかつた事例がある。

- ・避難器具の操作障害、接近障害となる物件の存置等がないか確認する。

※営業スペースを最大限確保するため、避難器具の周囲に物件を存置し、操作障害や接近障害となり使用できなかつた事例がある。

降下空間に、看板、テント、空調設備の室外機などが置かれていることで使用できなくなっていることがある。

- ・避難器具を設置する開口部の閉鎖、破損がないか確認する。

※開口部の内・外部に看板や店内装飾等を施して閉鎖したり、開口部の開閉部が破損していたことにより、避難器具が使用できなかつた事例がある。

【誘導灯】

- ・誘導灯の設置場所は適切か確認する。誘導灯が見えるか確認する。

※店の雰囲気合わない、店内の改装等の理由により、撤去されていることがある。

間仕切りの増設、物件の存置、球切れなどの理由により誘導灯の視認障害が発生していることがある。

【その他の消防用設備等】

- ・設置されている消防用設備等の操作障害となる物件の存置等がないか確認する。

※店の雰囲気合わない、店内の改装、営業スペースを最大限確保する等の理由により、屋内消火栓箱の周囲に物件を存置し、操作障害となっていることがある。

着眼点⑧

火気の取扱状況

- ・従業員に対する火気取扱いの監督や指導を行っているか確認する。

※平成 24 年中の火災事例では、食用油を加熱し、放置したことにより出火する事例が見られた。

従業員が、客のたばこの吸殻をよく確かめずにダストボックスに捨て、火災になった事例がある。

調理器具の上方に置かれた可燃物が落下し、出火した事例がある。

・調理器具の周辺や排気ダクト内の清掃が実施されているか確認する。

※レンジフードや調理器具の周辺に付着した油脂等が加熱されて発火することがあり、また、火災発生時に延焼要因となった事例がある。

下方排気式のロースターで、火のついた食材などがダクト内へ落ち、油脂に着火した事例では、火災発生の覚知が遅れ、負傷者が発生することが多い。

グリスフィルターを取り外している場合は排気ダクト内の油脂付着が多くなり出火危険が高くなる。

着眼点⑨	危険物の貯蔵、取扱い状況
------	--------------

・危険物の貯蔵、取扱いがあるか、貯蔵、取扱いがある場合は貯蔵場所や取扱い状況について確認する。

※階段や通路に貯蔵していた危険物が、火災発生時に引火し、急激に延焼したことで、初期消火や避難の支障となった事例がある。

暖房器具に灯油ではなく、ガソリンを給油し、火災になった事例がある。

改装工事等を行う際、危険物を大量に持ち込み、防火対象物全体で指定数量を超えた危険物の貯蔵、取扱いとなる場合がある。

着眼点⑩	工事中の防火管理状況
------	------------

・工事を実施している場合は、工事中の防火管理状況について工事中の消防計画に基づき確認する。

※工事中の防火管理が適切に行われていなかったため、階段部分での溶断作業中に、不適切な取扱いによりアセチレンガスに引火したり、周辺の可燃物に着火し、延焼拡大して避難経路が絶たれた事例がある。

テナントの改装工事でシンナーを使用している際に、喫煙しようとライターの火を付け、火災となった事例がある。

第3 量販店等立入検査時の留意事項

量販店等の立入検査の実施については、基本的に「第1 立入検査要領」によるが、量販店等の火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。

1 量販店等とは

ここでいう量販店等とは、店内に商品が多量に山積みされている物品販売店舗をいうものとする。

2 量販店等における特徴

量販店等で見られる特徴的な事項は次のとおりである。

- (1) 商品が大量に陳列され、誘導灯・誘導標識の視認障害、階段・避難口等避難施設の避難障害、避難通路の幅員不足等、避難関係の防火管理面での消防法令違反が多い傾向がある。
- (2) 商品が天井近くまで高く積み上げられていることがあり、物品に着火すると比較的短時間で炎が拡大し、消火・避難が困難になる可能性がある。
- (3) 物件存置等の避難障害の違反は、指摘によりいったん改善された場合でも、繰り返し違反行為が行われることがある。
- (4) 商品の配置により死角となりやすい箇所が多く、放火（放火の疑い及び不審火を含む。）による火災の事例が多い。

3 重点的に立入検査を実施すべき状況

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の3の状況のほか、繰り返し違反が発生するおそれのある量販店等については重点的な立入検査の実施を検討すること。

4 量販店等立入検査時の留意点

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の4の着眼点のほか、量販店等においては、物品存置等の消防法令違反が多く、事前に通知すると一時的に是正されるものの繰り返し違反となる場合があること等から、立入検査に当たっては、必要に応じ、無通知、平服等によるなど効果的な方法により実施すること。

5 関係者への指導要領等

量販店等の火災危険性、防火管理の実態等、2に掲げる特徴を踏まえ、立入検査の実施に際しては、次の点に留意して関係者に対応する必要がある。

(1) 防火管理の徹底

ア 避難施設の管理の徹底

階段、避難口、防火戸、避難通路等の避難施設については、適切に管理されない場合、火災の発生時に利用客等の円滑な避難に重大な支障を生じるおそれ大きい

ことから、次の事項について徹底させること。

(ア) 火災予防条例で定められた必要な避難通路幅を確実に確保すること。

(イ) 避難の障害とならないよう物件等を存置等しないこと。

(ウ) 防火戸が火災時に確実に閉鎖する状態にあることを確認すること。

イ 誘導灯及び誘導標識の視認障害防止の徹底

誘導灯及び誘導標識については、視認できない場合、火災の発生時に利用客等の円滑な避難に重大な支障を生じるおそれが大きいため、視認の障害となる物件等を撤去させること。

ウ 教育・訓練の徹底

火災等の発生時に消火や避難誘導などを適切に対応できるかどうかは実質的な訓練の実施によるところが大きいため、次の事項について徹底させること。

(ア) 年に2回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。

(イ) 従業員全員が消火設備、避難器具及び避難施設の位置を確認すること。

(ウ) 従業員全員が消火器（自衛消防隊員にあっては消火器及び屋内消火栓設備）による消火ができるようにするとともに、避難誘導を確実にできるようにすること。

なお、訓練を実施する旨の通報があった場合、必要に応じ、訓練に立ち会うよう努めること。

(2) 違反の是正

ア 防火管理意識の啓発

管理権原者、防火管理者等関係者に、量販店等の火災危険性や避難障害をはじめとした消防法令違反が重大な結果を引き起こすことを認識させ、自ら法令遵守の取組を徹底するよう指導すること。

イ 本社指導

全国的に事業を展開するなど、広範囲に複数の店舗を設けている法人に対しては、法人組織全体の防火管理意識の高揚を図り、組織的・継続的な防火管理体制の構築を図ることが有効であることから、関係する消防本部と連携し、本社に対し防火管理指導を実施すること。

ウ 繰り返し違反の是正

関係者に対し法令違反を指摘したにもかかわらず、改善（計画）報告書を提出しないなど法令違反を是正する意思が見られない場合は違反処理へ移行し、なおも違反が是正されない場合や、違反を指摘すると改善するが繰り返し違反が行われる場合など悪質なものと、及び火災危険性が特に高いものについては、時機を失することなく措置命令へ移行すること。

(3) 放火火災防止対策の推進

商品の整理、巡回の強化、放火監視機器（監視カメラ等）の設置、放火火災防止対策強化中である旨の注意喚起表示の推進等を指導するとともに、放火監視機器の設置

指導に当たっては監視カメラの他に炎センサーの設置も有効と考えられることから、施設の実態を踏まえて「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定について（通知）」（平成17年4月11日消防予第72号）を参考に適切に指導すること。

第4 個室型店舗等立入検査時の留意事項

個室型店舗等の立入検査の実施については、基本的に「第1 立入検査要領」によるが、個室型店舗等の火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。

1 個室型店舗等とは

ここでいう個室型店舗等とは、施行令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されているものとする。

2 個室型店舗等における特徴

個室型店舗等で見られる特徴的な事項は次のとおりである。

- (1) 店舗等の内部が個室や間仕切り等により細分化されていることから、個々の利用客が火災の発生に気付きにくく、従業員による避難誘導も困難となりやすい。
- (2) 個室等が比較的狭い空間に密集した施設形態となっている場合が多いため、局部的に煙・熱が滞留しやすく、避難経路が絶たれやすい。
- (3) 深夜・早朝に利用客を滞在させる場合、実態として宿泊施設と同様に利用客が寝ている場合が多いことから、潜在的に逃げ遅れによる人命危険が大きい。
- (4) 店舗スペースを可能な限り有効に活用する傾向が強いことから、階段・通路・避難口等避難施設の避難障害、狭あい・蛇行した避難通路の設定、非常用進入口や排煙設備となる窓等の開口部が塞がれている等の傾向が強い。
- (5) 他の事業形態の店舗等と比べ、店舗スペースや利用客の数に応じた従業員の数が少ない傾向にあり、自衛消防活動が困難となる。
- (6) 物件存置等の避難障害の違反は、指摘によりいったん改善された場合でも、繰り返し違反行為が行われることがある。
- (7) 多数の個室や間仕切り等により従業員の目が届きにくい箇所が多く、放火（放火の疑い及び不審火を含む。）による火災の事例が多い。

3 重点的に立入検査を実施すべき状況

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の3に同じ。

4 個室型店舗等立入検査時の留意点

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の4の着眼点のほか、個室型店舗等においては、従業員数が少ないため、自衛消防組織の確立、特に消防訓練の実施を重点的に指導すること。

第5 火災予防に直接関係しない消防法令の規定の不備に係る確認等について

1. 基本的な考え方

消防法令の規定であっても、火災予防には直接関係しない規定（例：消防法第36条第1項関係規定等）については、法第4条にいう資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができないため、法第4条によらない方法により、当該規定の不備等の確認を行う。

2. 不備等の確認方法

- (1) 防災管理点検報告の有無及び内容
- (2) 法令に基づく届出等の確認
- (3) 立入検査における付随的な覚知（例：防火管理者未選任の覚知＝防災管理者未選任の可能性）
- (4) 任意の協力に基づく検査

3. 是正指導

不備事項の指導については、法第4条に基づく立入検査の結果とは区別し、法第36条に基づく指導事項であることを明記して、確認した違反内容の通知及び改修（計画）報告の指導を行う。報告期限は概ね1週間～1ヶ月とする。指導内容及び改修（計画）報告書は防火対象物台帳等と一体として管理する。

報告期限を過ぎても報告書が未提出の場合、改修（計画）報告書の内容に不備があるにもかかわらず指導に応じない場合、改修（計画）報告書に記載されていた改修予定期日に改修が完了していない場合等は、違反処理へ移行する。